

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教育部長に関する 規程

〔平成18年4月1日
規則第 39号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則96 平成29. 3. 16 28規則55
令和 6. 2. 15 5規則48

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の3の規定に基づき、理工学研究科教育部に教育部長を置く。

(職務)

第2条 教育部長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、教育部の運営に係る事項を処理する。

(選考)

第3条 教育部長は、理工学研究科の教育・研究担当を命ぜられた教授の中から教授会構成員による選挙等により選出された候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 教育部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、教育部長に欠員が生じた場合の補欠の教育部長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 16 28規則55）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和 6. 2. 15 5規則48）

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。